

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成27年10月29日不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年8月28日判決、本資料264号－140・順号12521）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成26年4月15日判決、本資料264号－68・順号12449）

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	富永 忠祐 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	牧迫 洋行

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年10月29日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 小池 裕

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

裁判官 大谷 直人